

昭和二十三年大蔵省令第九十二号

国有財産法施行細則

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）を実施するため、国有財産法施行細則を次のように定める。

第一条 この省令において「分類及び種類」、「部局」、「所管換」、「所属替」及び「各省各庁の長」とは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下法という。）に規定する「国有財産の分類及び種類」、「部局」、「国有財産の所管換」、「国有財産の所属替」及び「各省各庁の長」をいう。

2 この省令において「地上権等」、「特許権等」及び「政府出資等」とは、それぞれ法第二条第一項第四号、第五号及び第六号に掲げる財産をいう。

第一条の二 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号。以下「令」という。）第十三条第二項に規定する財務大臣が定める財産は、株式とする。

第一条の三 各省各庁の長は、法第三十一条の三第一項の規定による境界確定の協議がととのつた場合又は法第三十一条の四第二項の規定により境界の決定を行つた場合には、当該境界を明らかにするため、境界標を設定しなければならない。

第一条の四 法第三十一条の三第三項の書面には、左に掲げる事項を記載し、各省各庁の長及び隣接地の所有者が記名押印しなければならない。

- 一 境界を確定した国有財産及び隣接地の所在
- 二 隣接地所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 立会期日及び協議がととのつた期日
- 四 境界標の番号及び位置
- 五 その他参考となるべき事項

第一条の五 法第三十一条の四第二項の規定により境界を定めた場合には、左に掲げる事項を記載した境界決定書を作成し、これに各省各庁の長及び立ち会つた市町村の職員が記名押印しなければならない。

- 一 境界を定めた国有財産及び隣接地の所在
- 二 隣接地所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 立会期日
- 四 境界標の番号及び位置
- 五 立ち会つた市町村の職員の職名及び氏名
- 六 境界を定めた経過
- 七 その他参考となるべき事項

第一条の六 法第三十一条の四第五項の通知及び公告には、第一条の五各号に掲げる事項及び法第三十一条の五第一項の期間内に同項の規定による通告がないときは、境界の確定に関し当該隣接地の所有者の同意があつたものとみなされる旨を記載しなければならない。

第一条の七 法第三十一条の五第一項の通告は、書面によつてしなければならない。

第二条 国有財産の台帳（以下「国有財産台帳」という。）は、第一号様式による。

第三条 国有財産台帳には、当該台帳に登録される土地、建物及び地上権等についての図面を付属させて置かなければならない。

- 2 前項に定める図面の調製基準は、財務大臣の定めるところによる。
- 3 国有財産台帳に登録される立木竹及び工作物については、必要と認める図面を付属させることができる。
- 4 国有財産台帳に登録される不動産の信託の受益権については、信託財産に係る必要な図面を付属させることができる。

第四条 国有財産の総括簿を備えるときは、第一号様式中総括に準じて、これを調製しなければならない。

2 前条の規定は、行政財産の総括簿を備える場合について、準用する。

第五条 国有財産台帳に登録すべき国有財産の区分及び種目は、別表第一による。

第六条 国有財産台帳に登録すべき数量の単位は、別表第一の定めるところによるものとし、その端数は、小数点以下二位未満を切り捨てる物とする。ただし、区分が立木竹のうち立木及び船舶の端数は、小数点以下三位未満を切り捨てるものとする。

第七条 削除

第八条 国有財産台帳に記入すべき増減事由用語は、別表第二による。

第九条 国有財産増減及び現在額報告書は、第二号様式に、国有財産見込現在額報告書は、第三号様式に、国有財産無償貸付状況報告書は、第四号様式による。

第十条 削除

第十条の二 令第六条の十一第一項に規定する証明書の様式は、別表第三による。

第十条の三 令第十六条の六第二項に規定する証明書の様式は、別表第四による。

第十条の四 法第三十一条の二第四項の規定による証明書の様式は、別表第五による。

（都道府県又は市町村が事務を行う場合の証明書の様式）

第十条の四の二 前二条に定める証明書の様式は、法第九条第三項の規定により事務を都道府県又は市町村が行うこととなつた場合においては、別表第六によることができる。

（電磁的記録による作成）

第十条の五 各省各庁の長が、法第三十九条の規定により報告書等（予算及び決算に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令（平成十五年財務省令第二十四号）第一条に規定するものを除く。）の作成に代えて当該報告書等に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、各省各庁の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により作成するものとする。

（電磁的方法による提出）

第十条の六 法第四十条第一項に規定する財務大臣が定める電磁的方法は、財務大臣の使用に係る電子計算機と各省各庁の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う方法によるものとする。

（手続の細目）

第十条の七 この省令に定めるもののほか、電磁的記録の作成の方法及び電磁的方法による提出に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附 則

第十一条 この省令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から適用する。但し、第九条中国有財産増減及び現在額報告書の様式及び国有財産無償貸付状況報告書の様式（同様式調製要領二を除く。）に関する部分は、昭和二十二年度分から、これを適用する。

第十二条 国有財産法施行規則（大正十一年大蔵省令第十四号）は、これを廃止する。

附 則（昭和二四年七月二日大蔵省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第二号様式、第三号様式及び第四号様式については、昭和二十三年度分から適用する。

附 則（昭和二七年一〇月二九日大蔵省令第一二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年六月一日大蔵省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第二号様式調製要領の改正規定は、昭和二十七年度分の国有財産増減及び現在額報告書から、別表第二国有財産増減事由用語表各区分に共通の部の改正規定は、昭和二十八年一月一日から適用する。

附 則（昭和二九年二月一五日大蔵省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年七月一六日大蔵省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行し、第七条の改正規定及び改正後の別表第二各区分に共通の部の規定は、昭和三十一年三月三十一日から適用する。

附 則（昭和三二年七月二日大蔵省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行し、国有財産法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二百一十一号）施行の日（昭和三十三年五月三十一日）から適用する。

附 則（昭和三三年四月一日大蔵省令第一五号）

- この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二号様式から第四号様式までの改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- この省令施行の際に改正前の規定により調製されている国有財産台帳は、大蔵省所管一般会計所属の普通財産に係るものについては昭和三十三年十二月三十一日まで、その他の財産に係るものについては昭和三十四年九月三十日までは、それぞれ改正後の規定に基く国有財産台帳として使用することができる。

附 則（昭和三三年一二月二五日大蔵省令第六八号）

この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和三五年三月三一日大蔵省令第一三号）

この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三七一年一〇月一日大蔵省令第五三号）

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- この省令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この省令の施行後も、なお従前の例による。この省令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの省令の施行前に提起された訴願等につきこの省令の施行後される裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

附 則（昭和三九年七月一日大蔵省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年四月一日大蔵省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年四月一日大蔵省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年八月二三日大蔵省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第十条第二項の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。ただし、第二号様式（増減及び現在額表）、第三号様式（見込現在額表）、第四号様式（無償貸付状況表）、別表第一及び別表第二に関する省令の規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年一〇月二八日大蔵省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年七月二四日大蔵省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年度の国有財産無償貸付状況報告書から又は昭和四十六年十二月二十日以後に国有財産台帳に記載する場合について適用する。

附 則（昭和四九年一月一〇日大蔵省令第一号）

この省令は、公布の日から施行し、第一条第三項、第四条第二項、第一号様式、別表第一及び別表第二の改正規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年一二月一四日大蔵省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年三月二〇日大蔵省令第三号）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年九月二八日大蔵省令第五三号）

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和六一年七月二五日大蔵省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第三条第四項、第一号様式、別表第一、別表第二及び別表第四の規定は、昭和六十一年六月三日から適用する。

附 則（平成元年四月六日大蔵省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年二月二一日大蔵省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年三月二六日大蔵省令第四〇号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一二月一八日大蔵省令第一七二号）

この省令は、平成十年十二月二十四日から施行する。

附 則（平成十一年二月二六日大蔵省令第二号）

この省令は、平成十一年三月一日から施行する。

附 則（平成十二年八月二日大蔵省令第六九号）

- 1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第八十一条第一項、第八十二条第一項（改正前国共済施行規則第七十八条中「十二分の二」とあるのは「九分の二」と読み替える部分に限る。）及び第二項並びに第八十三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成十六年三月三十一日財務省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年四月二八日財務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年十二月二二日財務省令第七五号）

この省令は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則（平成十九年三月二三日財務省令第八号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年九月一四日財務省令第四八号）

この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附 則（平成十九年十二月一四日財務省令第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年一月四日から施行する。

（国有財産法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第三条に規定する登録社債等（以下、「既登録社債等」という。）については、第一条の規定による改正前の国有財産法施行細則第一号様式（政府出資等）及び別表第一の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二十二年三月三十一日財務省令第二六号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（国有財産法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百三十四条第一項に規定する未完了事業については、第二条の規定による改正前の国有財産法施行細則第十条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「特定国有財産整備特別会計」とあるのは、「財政投融资特別会計の特定国有財産整備勘定」とする。

附 則（平成二五年四月一日財務省令第二八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に改正前の規定により調製されている国有財産台帳は、平成二十六年三月三十一日までは、改正後の規定に基づく国有財産台帳として使用することができる。

附 則（令和元年五月七日財務省令第一号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和元年六月二六日財務省令第一〇号）

（施行期日）

- 1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和元年十二月一三日財務省令第三八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の様式による報告書については、当分の間、改正前の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則（令和三年一〇月二二日財務省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（表紙）

第 1 号様式（表紙）

国	有	財	産	台	帳
何	会	計	所	属	
何	々	（	分	類	） 財 産
何	々	（	種	類	） 財 産
				分	冊
				何	々 所 管
				何	々 部 局

（日本産業規格 B 4）

調製要領

- 1 口座は、土地を基準として設け、土地の定着物並びにその上に存する官署その他に所属する動産及び権利は、その口座に整理する。
ただし、土地を基準とする口座に整理し難いものについては、別に口座を設けるものとする。
- 2 土地を基準とする口座は、行政財産（森林経営用財産を除く。）にあつては用途別（たとえば何々庁舎、何々宿舎、何々学校、何々病

院等の別) 1 区域ごとに、森林経営用財産にあつては森林管理署又は森林管理署の支署の管轄区域ごとに、また普通財産にあつては 1 区域ごとに設ける。土地を基準としない口座は、当該財産を管理する官署等ごとに設ける。

注 1 区域とは、一体として利用される 1 団地をいい、土地の筆数は問わない。道路、水路等によつて分割されている場合であつても、社会通念上一体として利用されるものと認められる限り、1 区域として整理するを妨げない。

- 3 土地を基準とする口座名は、行政財産（森林経営用財産を除く。）にあつては、その用途別の名称を、森林経営用財産にあつてはその森林管理署名又は森林管理署支署名を、また普通財産にあつては、旧口座名又は特有の名称のあるものはその旧口座名又は名称をとり、その他のものはその所在を略記するものとし、土地を基準としない口座名は、当該財産を管理する官署等の名称をとるものとする。

将来一定の用途に供するものと決定したものについては、適宜これを表示する（たとえば外務省庁舎予定地）。

- 4 1 の口座に属する台帳の各様の配列は、総括を初葉とし、以下国有財産区分種目表に定める区分、種目の順序による。
- 5 2 以上の口座を編てつする場合の配列は、土地を基準とする行政財産は所属官署等の順に、普通財産は都道府県郡市区町村大字字地番の順に、土地を基準としないものにあつては、末尾に当該財産を管理する官署等の順とし、巻頭に索引をつけて編てつする。
- 6 台帳は、一般会計及び各特別会計所属別に別冊とする。また行政財産については、その種類ごとに別冊とする。
- 7 1 冊に編てつすることが量的に難しい場合においては、分冊することができる。この場合においては、これを表紙に表示する（たとえば第 1 分冊、千代田区第 1 分冊等）。
- 8 口座には、第 5 項による配列に従つて第 6 項による別冊ごとに 1 冊を通じて索引番号をつける。新たに口座を設定した場合において、その口座の索引番号は、その配列が従前の口座の中間に位するときは、直前の口座の索引番号に枝番号をつけたものとし、直前の口座がないときは、0 とする。
- 9 台帳の各葉には、各冊ごとに 1 冊を通じてのページ数をつける。新たにそう入した各葉のページ数については、第 8 項の例による。
- 10 1 の口座に属する台帳の全葉又は各葉がまつ消された場合においては、これを除外して、別に編てつする。
- 11 台帳は、バインダー式帳簿（左とじ）とする。
- 12 総括の用紙は、淡赤色とし、各葉（索引及び総括を除く。）は国有財産区分種目表に定める区分の順に、次に掲げる色により、用紙の右下端から順次上方に表示する。
- 土 地 黒 色

立	木	竹	緑	色
建		物	茶	色
工	作	物	だいだい	色
機	械	器	黄	色
船		舶	濃	青
航	空	機	淡	青
地	上	権	あ	い
特	許	権	紫	色
政	府	出	赤	色
政	府	出	黄	緑
不動産	の	信託		の
受益権				

第 1 号様式（索引）

第 1 号様式（索引）

口 座 名	索引番号	ページ	備 考	口 座 名	索引番号	ページ	備 考

（日本産業規格 B 4）

記載要領

- 1 ページ欄には、各口座の初葉のページ数を記入する。
- 2 台帳の各葉をそう入又は除外した場合は、備考欄にその年月日、ページ数及びそう入又は除外の旨を記入し、記載者が押印する。
- 3 口座の全葉を除外した場合は、その口座名、索引番号及びページ数を赤線でまつ消する。

口座名	都道 府県	郡市 区	町 村	番地
-----	----------	---------	--------	----

記 要 領

- ① ①の口座につける。ただし、①の口座が①葉のときは、これを省略することができる。この場合においては、調整要領第12項による区分表示を赤線で囲むこととする。
- ② ①の区分に属する財産を、国庫財産区分欄目表に定める区分、種目の順序に従って計上し、末尾に価格の計をつける。
- ③ ②の区分に属する負債を、国庫負債区分欄目表に定める区分、種目の順序に従って計上し、末尾に現在額と増減額を差引記入する。
- ④ 所在地は、都道府県市町村大字小字地番を記入する(2以上の地番があるときは、その主要なものも記入する)。ただし、これより細かいものは、便宜の方法によって通記記入することができる。(以下各条の所在欄の記入について同じ。)
- ⑤ 数量単位が2以上及びあるときは、数量欄と通貨区分して相当欄を設ける。
- ⑥ 年度を経過するとともに横線を画し、前年度末に存した財産の区分、種目を改訂のうえ、その年度間における増減額を欄目別に集計して記入するとともに、これを前年度末現在額から差し引いて現在額欄に記入する。ただし、その年度間に増減のないときは、これを省略する。
- ⑦ 前項⑥に述べたを省略した場合には、各条において、前段に添って整理する。

第 1 号様式（土地）

第 1 号様式（土地）

口座名

都道 都市 町

府県 区 村

番地

索引
番号

区分	土地	地番	数量	地番	数量	沿	測	境	用	付	属	図	面	番号	名 称	番号	名 称
種																	
目																	
用																	
途																	

異 動 増減事由 増 額 減 額 現 在 額 登 記 備 考 文書日付 記載年月日 印

年月日 数量 価 格 数量 価 格 数量 価 格 年月日 目的 記号番号 照合年月日 印

円 円 円

（日本産業規格 B 4）

ページ

黒

- 記載要領
- 1 種目別 1 区域ごとに別業とする。
 - 2 用途欄には、口座名及び種目欄の表示によっては用途が明確にされない場合に適宜記入する（以下各業の用途欄の記入について同じ。）。
 - 3 地番別明細欄には、1 区域が 2 以上の地番にわたる場合に、地番ごとの数量を記入する。
 - 4 沿革欄には、台帳登録に至るまでの沿革を記入する（以下各業の沿革欄の記入について同じ。）。
 - 5 測量欄には、測量を実施した場合に、その年月日、実施者、測量の方法及び結果等を記入する。
 - 6 境界欄には、境界確定年月日、確定までの経緯等を記入する。
 - 7 用益物権等欄には、地上権その他これに準ずる権利、借地権等が設定されている場合に、その権利の種類、権利者、権利の目的となる土地の数量等を記入する。森林経営用財産中分収造林、共用林野等についても同様とする。
 - 8 付属図面欄には、台帳に付属する図面の番号及び名称（たとえば案内図、配置図、実測図等）を記入する（以下各業の付属図面欄の記入について同じ。）。
 - 9 異動年月日欄には、得喪変更その他登録を要する事由の発生した年月日を記入する（以下各業の異動年月日欄の記入について同じ。）。
 - 10 土地の実測によって、数量の増減を台帳に記入する場合は、この増減の数量に対する価格をも計上する。
 - 11 土地改良事業又は土地区画整理事業によって増減があつた場合は換地告示の日によって整理する。この場合引き渡した地積の全部を減とし、換地をうけた地積の全部を増とする。
 - 12 登記欄には、土地について登記した場合に、その目的（たとえば所有権移転、所有権保存等）及び登記嘱託書の受付年月日を記入する（以下各業の登記欄又は登録欄の記入について同じ。）。
 - 13 備考欄には、土地を処分又は所管換した場合、その相手方の氏名又は部局名及び売払代金等を記入する（以下各業の備考欄の記入について同じ。）。
 - 14 文書日付及び記号番号欄には、台帳の整理の基となる文書（財産の異動に関する決議書等をいう。）の日付及び記号番号を記入する（以下各業の文書日付及び記号番号欄の記入について同じ。）。
 - 15 記載年月日及び印欄には、記載の年月日を記入し、記載者が押印する（以下各業の記載年月日及び印欄の記入について同じ。）。
 - 16 照合年月日及び印欄には、記載した者以外の者が記載の内容について照合確認して、押印する（以下各業の照合年月日及び印欄の記入について同じ。）。

口座名

記載要領

- 1 1 種目ごとに別表とする。
- 2 森林経営用財産中分収造林等については、用途欄にその旨を記入する。
- 3 立木竹の存する土地の全部又は一部が借地である場合には、借地欄にその所有者又は賃貸人及び数量を記入する（以下各表の借地欄の記入について同じ。）。
- 4 立木竹の災害によつて数量の増減を記入する場合には、土地の記載要領第10項の例による。

第1号様式（建物）

第1号様式（建物）

第1号様式（建物）

口座名

都道郡市町

所 在府県区村番地

索引
番号

区分	建 物	構 成	材 料	建築年月	沿	借 地	所有 者 は 人				
								所 又 賃	数 量		
建物番号		根 拠 の 種 類						番 号	名 称	番 号	名 称
種 目											
用											
途											

異 年 月 動 日	増 減 事 由	増 額		減 額		現 在 額		登 記		備 考	文書日付 記号番号	記載年月日 照合年月日	印
		数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格	年 月 日	目 的				
		建	円	建	円	建	円						
		延		延		延							
		建		建		建							
		延		延		延							
		建		建		建							
		延		延		延							
		建		建		建							
		延		延		延							
		建		建		建							
		延		延		延							
		建		建		建							
		延		延		延							
		建		建		建							
		延		延		延							

〔日本産業規格 B 4〕

ページ

記載要領

- 1 1 つむねごとに別業とする。
- 2 建物には、1口原を通じて番号をつけ、これを建物番号欄に記入する。
- 3 建物につき特記事項のあるものは、その名称（たとえば本館、学生食堂等）を用途欄に記入する。
- 4 構造物には、主な部分の構成材料（鉄筋骨格コンクリート造、鉄骨コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、土蔵造、木造等）、屋根の種類（かわらぶき、スレートぶき、亜鉛メツキ鋼板ぶき、草ぶき等）及び階数（平屋建、2階建等、なお地下室又は塔屋のあるものは、その旨）を記入する。
- 5 数量欄延面積は、地下室、塔屋その他を含む延面積を記入する。
- 6 数量欄延面積は、延面積の1/100の価格を建物価格に合算する。

口座名

記載要領

- 記載要領
- 1 構造又は細分の異なるごとに別業とする。ただし、必要により、1個ごとに別業とすることを妨げない。
 - 2 建物番号欄には、建物に付属する工作物について、その建物の建物番号を記入する。
 - 3 細分欄には、国有財産区分種目表摘要欄に掲げる細分等を適宜記入する（以下各業の細分欄の記入について同じ。）。
 - 4 構造、型式等欄には、構造、型式、規格、容量等を記入する。

第 1 号様式（機械器具）

第 1 号様式（機械器具）

口座名

都道 郡市 町

所 在 府県 区 村 番地

索引
番 号

区 分	機 械 器 具	細 分		型 式		沿 革	
		製造 年月					
		製造 者					
		製造 番号					
種 目				規格 容量 等			

異 年 月 動 日	増 減 事 由	増 額		減 額		現 在 額		備 考	文書日付	記載年月日	印
		数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格		記号番号	照合年月日	
		個	円	個	円	個	円				

(日本産業規格 B 4)

ページ

記載要領
1 個ごとに別様とする。ただし、器具については、型式、規格、容量等の同一のものを一括して記載することを妨げない。

第 1 号様式（船舶）

第 1 号様式（船舶）

日産名

都道
府県

都市
区

町
村

番地

索引
番号

区分	船舶	船体材料		建造年月		主要設備及び属具	名称	国	数量	名称	国	数量
		長さ		初年度								
種目		幅		製造者	船体							
		深さ		主機								
名称		速度		沿革								
用途		主機の種類、型式及び定格出力										
船種												
登録年月日		航行区域										
登録番号		最大トウ										
信号符号		載人数										

異年月日	動日	増減事由	増額		減額		現在額		登記		備考	文書日付	記載年月日	印
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	年月日	目的				
			隻	円	隻	円	隻	円				記号番号	照合年月日	
			トン		トン		トン							

(日本産案規格 B 4)

ページ

記載要領

1 1 隻ごとに別表とする。

2 登録年月日欄、登録番号欄及び信号符号欄には、船舶原簿等に登録した年月日、番号及び信号符号を記入する。

3 航行区域欄には、平水、沿海、近海及び遠洋の別を記入する。

4 属具その他の従物については、その価格を船舶価格に合算する。

第 1 号様式（航空機）

第 1 号様式 (航空機)

口座名

都道府県市区町村番地

所在

区分	航空機	国籍記号		全長		沿革	主要設備及び属具	名称	個数	名称	個数
		登録記号		全幅							
		航空証明書番号		全高							
		製造年月		型式	機出力						
		製造者									
		製造番号									
種目		型式		巡航速度		乗員数	全備重量				
名称		機体									
細分		翼									
用途											

異動年月日	増減事由	増額		減額		現在額		登記		備考	文書日付	記載年月日	印
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	年月日	目的		記号番号	照合年月日	
		機	円	機	円	機	円						

(日本産案規格 B 4)

ページ

記載要領
1 1機ごとに別表とする。
2 機体欄には、機体の金属、半金属、木製の別を記入する。
3 翼欄には、翼の高翼、中翼、低翼、単葉、複葉等の別を記入する。
4 属具その他の従物については、その価額を航空機価額に合算する。

第 1 号様式（地上権等）

第 1 号様式(地上権等)

口座名

都道府県

市区町村

番地

索引番号

土地の所有権

付属図面

区分	地上権等	目的	沿革	地積明細	所在	数量	所在	数量	土地の所有権	付属図面
種目		自至							番号	名称
登録番号		継続期間								

異年月日	動	増減事由	増額		減額		現在額		登記又は登録		備考	文書日付	記載年月日	印
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	年月日	目的		記号番号	照合年月日	印
				円		円		円						

(日本産業規格 B 4)

ページ

記載要領

1 1 区域又は 1 鉱区 ごとに別業とする。

2 登録番号欄には、鉱業原簿に登録された鉱業権の登録番号を記入する。

3 目的欄には、権利設定の目的（たとえば、建物所有、工作物所有等）を記入する。

4 地積明細欄には、1 区域又は 1 鉱区が 2 以上の地番にわたる場合に、地番又は大字字等 などの数量を記入する。

第 1 号様式（特許権等）

第 1 号様式（特許権等）

口座名

都道府県
市区町村
番地

所在

索引番号

区分	特許権等	名称等	存続期間	自至	沿革	実施権・出版権等	備考	文書日付	記載年月日	印
種目										
登録番号										

異動年月日	増減事由	増額		減額		現在額		登録		備考	文書日付	記載年月日	印
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	年月日	目的		記号番号	照合年月日	印
		件	円	件	円	件	円						

(日本産業規格 B 4)

ページ

記載要領
1 1 件ごとに別表とする。ただし、著作権については、種類、縮尺、規格が同一の地図及び海図又は定期刊行物等の一連の著作物で同一の題号を有するものを一括して記載すること
を妨げない。
2 登録番号欄には、特許原簿、著作権登録簿、商標原簿、実用新案原簿等に登録された登録番号を記入する。
3 名称等欄には、発明の名称、著作権の題号及び種別等を記入する。
4 実施権・出版権等欄には、その権利について、実施権、出版権等が設定されている場合に、その権利者の氏名、権利の内容等を記入する。

第 1 号様式（政府出資等）

第 1 号様式(政府出資等)

口座名

都道府県

都市区

町村

番地

所在

索引号

添

区分	政府出資等	内容	名称	勘定名	住所	事業内容	設立年月日	異動年月日	異動事由	金額	異動年月日	異動事由	金額	沿革	文書日付	記載年月日	印
種目																	
銘柄																	
登録機関																	
登録番号																	
異動年月日	増減事由	増額	減額	現在額	出資累計額	備考	文書日付	記載年月日	印								
		数量	数量	数量	数量		記号番号	照合年月日	印								
		円	円	円	円												

(日本産業規格 B 4)

ページ

記載要領

1 銘柄ごと（法律の規定により勘定が設けられている法人については、その勘定ごと）に別表とする。

2 内容欄には、1 株又は 1 口の金額その他の株式又は持分の内容を示すべき事項を詳細に記入する。

3 資本金欄には、特別の法令により国の出資する法人の資本金を、増資、減資等の異動のつど記入する。ただし、これにより難い場合は適宜記入する。全額出資の場合は記入を省略すること

4 数量欄には、全額出資の場合を除き、株数及び口数を記入する。

5 出資累計額欄には、台帳に登録した価格の累計額を記入する。

第 2 号様式（表紙）

令和何年度
<u>国有財産増減及び現在額報告書</u>
何々省庁

（日本産業規格 B 4）

第 2 号様式（索引）

会 計	(分類) 財産	(種類) 財産	部 局	ページ	会 計	(分類) 財産	(種類) 財産	部 局	ページ

（日本産業規格 B 4）

[illegible]

	艦 船	隻											
		トン											
	雑 船	隻											
	計	隻											
航 空 機	機												
地 上 権 等	平方メートル												
特 許 権 等	件												
政 府 出 資 等													
不 動 産 の 信託 の 受 益 権	件												
合 計													

(日本産業規格B4)

ページ

調製要領

- 1 一般会計及び各特別会計所属別部局ごとに別葉とする。また行政財産については、その種類ごとに別葉とする。
- 2 区分、数量及び価格は、国有財産台帳の総括（総括を省略した場合には、これに代わるもの）によつて計上する。ただし、報告すべき年度間において増減のない部局がある場合の当該部局の増減及び現在額表には、報告すべき年度末現在の数量及び価格のみを計上することができる。この場合令和何年度間増減欄に斜線を引くものとする。

- 3 差引欄に差引減のある場合は、その数字の左上部に△をつける。
- 4 備考欄には第 9 項により添付する増減事由別調書のページ数等を記入する。
- 5 第 1 項により別業とした増減及び現在額表について、第 6 項に定める合計表を作成する。この場合においては、合計欄に○をつける。
- 6 この報告書は、索引を初葉とし、以下次の順に増減及び現在額表を編てつして、上部をとじる。

所管総計

- 行政財産合計
 - 公用財産計
 - 公共用財産計
 - 皇室用財産計
 - 森林経営用財産計
- 普通財産合計

一般会計合計

- 行政財産計
 - 公用財産計
 - 何々部局
 - 何々部局
 - 公共用財産計
 - 何々部局
 - 皇室用財産計
 - 何々部局
 - 森林経営用財産計
 - 何々部局

普通財産計
何々部局
何々部局

特別会計合計
行政財産計
公用財産計
普通財産計

何々特別会計合計
行政財産計
公用財産計
何々部局
何々部局
普通財産計
何々部局
何々部局

何々特別会計合計
行政財産計
公用財産計
何々部局
何々部局
普通財産計

何々部局

何々部局

- 7 1冊を通じてのページ数をつける。
- 8 索引には、第6項に定める編てつの順序に記入する。
- 9 この報告書には、当該年度間における増減を別表第2に定める増減事由用語別に集計した調書にして添付するものとする。

第 3 号様式（表紙）

令	和	何	年	度
<u>国 有 財 産 見 込 現 在 額 報 告 書</u>				
			何	々
			省	庁

（日本産業規格 B 4）

第 3 号様式（索引）

会 計	（分類）財産	（種類）財産	ページ	会 計	（分類）財産	（種類）財産	ページ

（日本産業規格 B 4）

[illegible]

調製要領

第 4 号様式（表紙）

令和何年度

国 有 財 産 無 償 貸 付 状 況 報 告 書

何々省庁

（日本産業規格 B 4）

会 計 所 属													
用 途 区 分		数 量 単 位	令和何年度末 現 在		令 和 何 年 度 間 増 減						令和何年度末 現 在		備 考
					増		減		差 引				
			数量	価 格	数量	価 格	数量	価 格	数量	価 格	数量	価 格	
用 途 別 土 地		平方メートル		円		円		円		円		円	
立 木 竹	樹 木	本											
	立 木	立方メートル											
	竹	束											
	計												
建物	建 面 積	平方メートル											
	延べ面積	平方メートル											
工 作 物													

調製要領

別表第一

国有財産区分種目表

区分	種目	数量単位	摘要
土地	(公用財産)		
	敷地	平方メートル	
	(公共用財産)		
	公園	平方メートル	
	広場	〃	
	(皇室用財産)		
	敷地	平方メートル	
	(森林経営用財産)		
	森林	平方メートル	
	原野	〃	
	付属地	〃	付属地は、林道、苗圃、貯木場等を包括する。
	(普通財産)		
	宅地	平方メートル	
	田	〃	
	畑	〃	
	森林	〃	
	原野	〃	
	牧場	〃	
	池沼	〃	
	鉱泉地	〃	
	墳墓地	〃	
	海浜地	〃	
	雑種地	〃	他の種目に属しないもの。
立 木 竹			
	樹木	本	庭木その他材積を基準として、その価格を算定し難いもの。但し、苗圃にあるものを除く。
	立木	立方メートル	材積を基準として、その価格を算定するもの。
	竹	束	
建物			
	事務所建	平方メートル (建面積) 平方メートル (延べ面積)	官署、学校、図書館、病院、刑務所（監房を除く。）、停車場等の主な建物を包括する。
	住宅建	〃	宿舍、合宿所等の主な建物を包括する。
	工場建	〃	
	倉庫建	〃	上屋を包括する。
工 作 物	雑屋建	〃	監房、廐舎、小屋、物置、廊下、便所、門衛所、小使室等他の種目に属しないものを包括する。
	門	個	木門、石門等の各一個所をもつて一個とする。
	囲障	メートル	さく、へい、垣、生垣等を包括する。
	水道	個	一式をもつて一個とする。
	下水	〃	溝きよ、埋下水等の各一式をもつて一個とする。
	築庭	〃	築山、置石、泉水等（立木竹を除く。）を一団とし一個所をもつて一個とする。
	池井	〃	貯水池、ろ水池、井戸等の各一個所をもつて一個とする。
	舗床	〃	石敷、れん瓦敷、コンクリート敷、木塊舗、アスファルト舗等の各一個所をもつて一個とする。
	照明装置	〃	電灯、ガス灯、弧光灯等に関する設備（常時取りはずす部分を含まない。）の各一式をもつて一個とする。
	冷暖房装置	〃	冷房装置又は暖房装置のみの場合を包括し、各一式をもつて一個とする。
	ガス装置	〃	一式をもつて一個とする。
	浄化装置	〃	水洗装置を包括し、各一式をもつて一個とする。
	通風装置	〃	一式をもつて一個とする。
	消火装置	〃	一式をもつて一個とする。
	通信装置	〃	私設電話、電鈴等に関する設備で他の種目に該当しないものを包括し、各一式をもつて一個とする。
	煙突	〃	独立の存在を有するもので煙道等の設備を一団として、一基をもつて一個とする。
	貯槽	〃	水槽、油槽、ガス槽等を包括し、各その個数による。
	橋梁	〃	さん橋、陸橋をも包括し、各その個数による。

	土留	〃	石垣、さく等の各一個所をもつて一個とする。
	射場	〃	射撃場における諸工作物の一式をもつて一個とする。
	岸壁	メートル	
	トンネル	〃	
	軌道	〃	軽便軌道を包括する。
	電信線路	延長メートル 延長メートル	電信架空裸線、電信架空ケーブル、電信地下線、電信水底線等を包括する。
	電話線路	〃	電話架空線、電話架空ケーブル、電話地下線、電話水底線等を包括する。
	電力線路	〃	電力架空線、電力地下線、電車架空線等を包括する。
	気送管路	メートル	
	空気供給管路	〃	
	無線電信柱	個	一式をもつて一個とする。
	灯台	〃	灯船をも包括し、一個所をもつて一個とする。
	望楼	〃	
	昇降機	〃	一式をもつて一個とする。
	ドック	〃	浮ドックをも包括し、各一式をもつて一個とする。
	竈及びろ	〃	鎔鉱ろ、反射ろ、結晶ろ、真鍮ろ等の各一式をもつて一個とする。
	諸作業装置	〃	起重機、発電装置、発動装置、気罐、ガス発生装置、変流装置、変圧装置、蓄電装置、電動装置、シヤフチング、除じん装置、噴霧装置、製塩装置等の各一式をもつて一個とする。
	諸標	〃	浮標、立標、信号標識等の各一個所をもつて一個とする。
	林道（森林経営用財産に限る。）	メートル	
	雑工作物	個	井戸屋形、揭示場、石炭置場、馬繫場、灰捨場、避雷針、船架等他の種目に属しないものを包括し、各一個所をもつて一個とする。
機 械 器 具			
	通信機械	個	有線、無線の電話、送受信機、交換器などを包括する。
	土木機械	〃	掘さく機（動力シヨベル等）、道路転圧機、碎石機、杭打機などを包括する。
	産業機械	〃	電気ろ（本体）、発電用の蒸気罐、内燃機関等の電気機械器具、旋盤、ボール盤、中グリ盤等の工作機械器具、製材機械、木工機械、ベニヤ機械等の木工機械器具、水管罐、煙管罐、円罐、蒸気タービン、ガスタービン等の産業機械器具、並びにこれらの工具等を包括する。
	船舶用機械	〃	各種汽罐、各種蒸気タービン、往復式蒸気機関、内燃機関並びに各種補助機械、甲板用各種機械などを包括する。
	車両	〃	機関車、客車、電車、貨車、自動車等を包括する。
	雑機械及び器具	〃	金尺材料試験機、光学検査機等各種測定機器、起重機、走行起重機等荷役運搬機械、医療用機器、その他のものを包括する。
船 舶			
	汽船	隻 トン（総トン数）	電動船、内火船等機関によつて推進するものを包括する。
	艦船	隻 トン（排水トン数）	電動船、内火船等機関によつて推進するものを包括し、積量を排水トンで表示するもの。
	雑船	隻	他の種目に属しない一切の船舶を包括する。
航 空 機			
	飛行機	機	
	回転翼航空機	〃	ヘリコプタ、ジャイロブレン及びジャイロダイナ等を含む。
	滑空機その他	〃	飛行船等を含む。
地 上 権 等			
	地上権	平方メートル	
	地役権	〃	
	鉱業権	〃	
	その他	〃	
特 許 権 等			
	特許権	件	
	著作権	〃	
	商標権	〃	
	実用新案権	〃	
	その他	〃	

政 府 出 資 等			各種目とも特有名称を冠記する。
	株式	株	
	社債	口	特別の法令により、法人の発行する債券を含む。
	新株予約権	〃	
	地方債	〃	
	出資による権利	一	
	持分	口	
	出資証券	〃	
	受益証券	〃	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	不動産の信託の受益権	件	

別表第二

国有財産増減事由用語表

区 分	増	減	摘要
各 区 分 に 共 通			
	購入		
	寄附		国が対価その他の負担をしないで財産を取得したとき。
	帰属		法令の規定によつて国に帰属したとき。
		消滅	法令の規定によつて国有財産が国以外の者に帰属したとき。又は期間の到来等によつて権利が消滅したとき。
	租税物納	租税物納取消・撤回	租税名称を冠記する。
	(何法) により代物弁済		根拠となる法律の題名を冠記する。
	(何々) より引受		各省各庁で行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合において、当該財産を財務省が引き受けたとき。
		財務省へ引継	各省各庁で行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合において、当該財産を財務省に引き継いだとき。
	引継取消	引受取消	
	(何々) より所管換	(何々) へ所管換	各省各庁の長の間において、国有財産の所管を移したとき（法令改正による場合を含む。）。
	(何々) より所属替	(何々) へ所属替	同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移したとき（法令改正による場合を含む。）。
	(何々) より整理替	(何々) へ整理替	同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動（分割を含む。）のあつたとき。
	(何々) より種別替	(何々) へ種別替	同一所管内において国有財産の分類又は種類を変更したとき。
	行政財産より組替	用途廃止	行政財産の用途を廃止して財務省へ引き継がないとき。
	(何口座) より用途変更	(何口座) へ用途変更	
	(何々の) 誤謬訂正	(何々の) 誤謬訂正	根拠となる国有財産増減事由用語を冠記する。
	売払取消	売払	
	売払解除		
	譲与取消	譲与	
	譲与解除		
		出資	政府出資法人等に対し現物出資をしたとき。
	新規登載		旧国有財産法施行の際（大正十一年四月一日）及び旧軍用財産で普通財産として、財務省へ引き継がなければならなかつたものの引継洩を発見した場合その他国有財産として国有財産台帳に登録すべきものの登録洩を発見した場合並びに従来国有財産の取扱いをしなかつた国有の物件を新たに国有財産に編入する場合等で一方的に登載するとき。但し、「帰属」として登載する場合を除く。
	(何年度何々の) 報告洩	(何年度何々の) 報告洩	所属年度及び根拠となる国有財産増減事由用語を冠記する。
		返還	法令の規定又は裁判の確定によつて返還したとき。
	価格改定	価格改定	
	端数合算	端数切捨	

土地			
	(何々) より種目変更	(何々) へ種目変更	区分の変更を伴う場合を含む。以下同じ。
	交換	交換	
	信託取消	信託	
	信託終了		
		喪失	陥没、流失、倒壊、沈没、焼失、盗伐等天災、朽廃その他の事由で滅失したとき。但し、台帳には喪失の原因を冠記する。以下同じ。
	収用		
	収用補償追払	収用補償過払	不服申立て、訴訟の結果収用補償の追払又は過払を戻入したとき。以下同じ。
	埋立		公有水面埋立法によつて所有権を取得したとき。
	地均		盛土の場合を含む。
	(何々法) による換地	(何々法) による引渡	法律の規定によつて財産を換地取得し、又は引き渡すとき。以下同じ。
	公共物より編入	公共物へ編入	令第二十二條の二に規定する国有財産（以下「公共物」という。）を公共物以外の国有財産とし、又は公共物以外の国有財産を公共物とする場合において、当該財産の増減を行うため台帳に登載するとき。以下同じ。
	実測	実測	測量の結果数量に増減があつたとき。以下同じ。
	(何々法) による権利変換	(何々法) による権利変換	都市再開発法等の規定により国有財産の権利が変換したとき。
立木竹			
	(何々) より種目変更	(何々) へ種目変更	
	交換	交換	
	信託取消	信託	
	信託終了		
		喪失	
	収用		
	収用補償追払	収用補償過払	
	公共物より編入	公共物へ編入	
	新植		契約によつて立木竹を新たに植えたとき。
		伐採	
	移植	移植	
	実査	実査	実査の結果材積に増減があつたとき。
		(何々法) による引渡	
	造林契約解除の取消	造林契約解除	公有林野等官行造林地の契約解除の取消をしたとき又は契約を解除したとき。
	分収育林契約解除	分収育林契約締結	国有林野の立木につき契約された分収育林契約を解除したとき又は分収育林契約を締結したとき。
	補植手入	補植手入	国有林野において、立木を補植手入したとき。
建物	(何々) より種目変更	(何々) へ種目変更	
	交換	交換	
	信託取消	信託	
	信託終了		
		喪失	
	新築		
	増築		
	改築	改築	建物の全部又は一部を取りこわして、主としてその材料を使用し更に元の位置に再築したとき。
	移築	移築	建物の全部又は一部を取りこわして、主としてその材料を使用し異なる位置に建築したとき。
		取こわし	建物等を取りこわし、その取りこわし材を物品に編入し、又は廃棄するとき。以下同じ。
	修繕		
	模様替	模様替	建物等の主要構造を変更することなく、改良したとき。以下同じ。
	復旧		天災、火災等により使用に堪えなくなつたので台帳から削除した鉄骨鉄筋コンクリート造等の建物その他を復旧したとき。以下同じ。
	移転	移転	原形を維持して、その位置を変更したとき。以下同じ。
	従物新設		
	従物増設		
	従物移設	従物移設	
	従物改設	従物改設	
		従物取こわし	
	土地区画整理による換地		土地区画整理法に規定する換地処分によつて取得したとき。以下同じ。

	公共物より編入	公共物へ編入	
	現物賠償		債務不履行等に基づく相手方の原状回復義務等の履行によつて取得したとき。以下同じ。
	実測	実測	
		(何々法) による引渡	
工 作 物			
	(何々) より種目変更	(何々) へ種目変更	
	交換	交換	
	信託取消	信託	
	信託終了		
		喪失	
		取こわし	
	修繕		
	模様替	模様替	
	復旧		
	移転	移転	
	新設		
	増設		
	移設	移設	
	改設	改設	
	土地区画整理による換地		
	公共物より編入	公共物へ編入	
	現物賠償		
	実測	実測	
		(何々法) による引渡	
	林道改良	林道改良	林道の財産価値、能率又は耐用年数に著しい異動があつたとき。
機 械 器 具			
	(何々) より種目変更	(何々) へ種目変更	
		喪失	
		取こわし	
	修繕		
	模様替	模様替	
	復旧		
	移転	移転	
	新設		
	増設		
	移設	移設	
	改設	改設	
		(何法) により交換	根拠となる法律の題名を冠記する。
		物品へ編入	
船 舶			
	(何々) より種目変更	(何々) へ種目変更	
		喪失	
		取こわし	
	修繕		
	模様替	模様替	
	復旧		
	新造		
	改造	改造	船舶の全面的改装又は一部を取りこわして、改造したとき。
	属具取付		
	属具移設	属具移設	
	属具改設	属具改設	
		属具取こわし	
	公共物より編入	公共物へ編入	
	改測	改測	
航 空 機			

	(何々) より種目変更	(何々) へ種目変更	
		喪失	
		取こわし	
	修繕		
	新造		
	改造	改造	航空機の全面的改裝又は一部を取りこわして、改造したとき。
	属具取付		
	属具移設	属具移設	
	属具改設	属具改設	
		属具取こわし	
地上権等			
		喪失	
	設定		都市再開発法等により設定された場合を含む。
特許権等			
	登録		特許権、商標権、実用新案権、意匠権、育成者権の設定の登録があつたとき。
	創作		著作物の創作をしたとき。
政府出資等			
	(何々) より種目変更	(何々) へ種目変更	
		喪失	
	出資		
	出資金回収	出資金回収	
		出資金回収不能	
		資本金減少	
	株式分割		
	株式無償割当て		
	再交付		
		株式併合	
	通貨調整	通貨調整	基準外国為替相場の変更、平価の変更等通貨調整に伴い価格を修正するとき。
不動産の信託の受益権			
	信託		
		信託取消	
		信託終了	

別表第三

身分証明書の様式
用紙は厚質白紙とし、寸法は日本産業規格B8とする。

表 面

第 号

国有財産法第10条第4項の規定による身分証明書

写 真

印
又は
刻 印

所属部局
官職
氏名
生年月日

交付年月日
有効期間

財務大臣
又は財務（支）局長

印

裏 面

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）抄

（管理及び処分）の総括）

第十条 （第一項から第三項まで略）

4 財務大臣は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は貸付けを受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確かめるため、自ら、又は各省各庁の長に委任して、当該財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は当該職員に実地監査をさせることができる。

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）抄

（国有財産の実地監査）

第六条の十一 法第十条第四項の規定により当該職員が実地監査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

2 前項の証明書の様式は、財務大臣が定める。

別表第四

身分証明書の様式
用紙は厚質白紙とし、寸法は日本産業規格B8とする。

表 面

第 号

国有財産法第28条の5の規定による身分証明書

写 真

印
又は
刻 印

所属部局
官職
氏名
生年月日

交付年月日
有効期間

各省各庁の長
又は部局等の長

印

裏 面

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）抄
（信託に係る実地監査等）

第二十八条の五 各省各庁の長は、第二十八条の二第一項の規定により土地を信託した場合には、当該土地に係る信託事務の処理を適正に行うため、政令で定めるところにより、その信託の受託者に対し、信託事務の処理状況に関する資料若しくは報告を求め、又は必要があると認めるときは、当該職員に実地監査をさせ、信託事務の処理について必要な指示をすることができる。

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）抄
（信託に係る実地監査等）

第十六条の六 略

2 法第二十八条の五の規定により当該職員が実地監査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。

3 前項の証明書の様式は、財務大臣が定める。
4 略

別表第五

身分証明書の様式
用紙は厚質白紙とし、寸法は日本産業規格B8とする。

表 面

第 号

身 分 証 明 書

写 真

印
又は
刻 印

所属部局
官職
氏名
生年月日

上記の者は、国有財産法第31条の2第1項の規定により国有財産の調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間

各省各庁の長
又は部局等の長

印

裏 面

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）抄
（他人の土地への立入り）

第三十一条の二 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その所属の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

5 略

別表第六

(第1面)

第号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付
年 月 日限り有効

都道府県知事（市町村長・区長）

写真

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。